

重要なお知らせ

平成28(2016)年11月7日

平成27・28年の卒業生の皆様

保護者様

早稲田摂陵高等学校

事務室

平成29年度日本学生支援機構大学等奨学生採用候補者（予約生）

第一種奨学金（特別枠）の申込みについて(ご案内)

標記の件につきまして、日本学生支援機構より『生計を維持する方2人いる場合は2人とも）の住民税（所得割額）が非課税(0円)である方対象に、第一種奨学金の学力基準「評定平均値3.5」を適用しないこととし、再募集する案内が届きましたので、お知らせいたします。資料をご参照のうえ、申請を希望される場合は、下記期間に学校事務室まで申請書類をご請求いただきますようお願いいたします。

記

1. 配付期間：平成28年11月7日(月)～12月2日(金) 8時20分～13時15分
 2. 提出期限：平成28年12月5日(月)
- 日本学生支援機構は、学資として奨学金を貸与します。機構の奨学金は貸与ですから、返還の義務があり、必ず返還しなければなりません。
 - 第1回目の申請されている方も基準を満たしている方は対象となります。

【お問い合わせ】 学校事務室 TEL (072-643-6363) 平日 8:20～15:00・土曜日 8:20～11:00

時間厳守にご協力をお願いいたします。

第一種奨学金（特別枠）の申込みについて

1. 対象者

1. 申し込むことができる者（第1回募集時の申し込み・採用の状況）

(1) 第二種奨学金の採用候補者

(2) 第二種奨学金の採用候補者になっていない者（新規申込者（※1）含む）

※1 第1回の募集で申し込んでいない者

2. 対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること

(1) 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者

(2) 次の①または②のいずれかに該当する者

①特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学・短期大学・専修学校専門課程（以下、大学等）への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

②大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

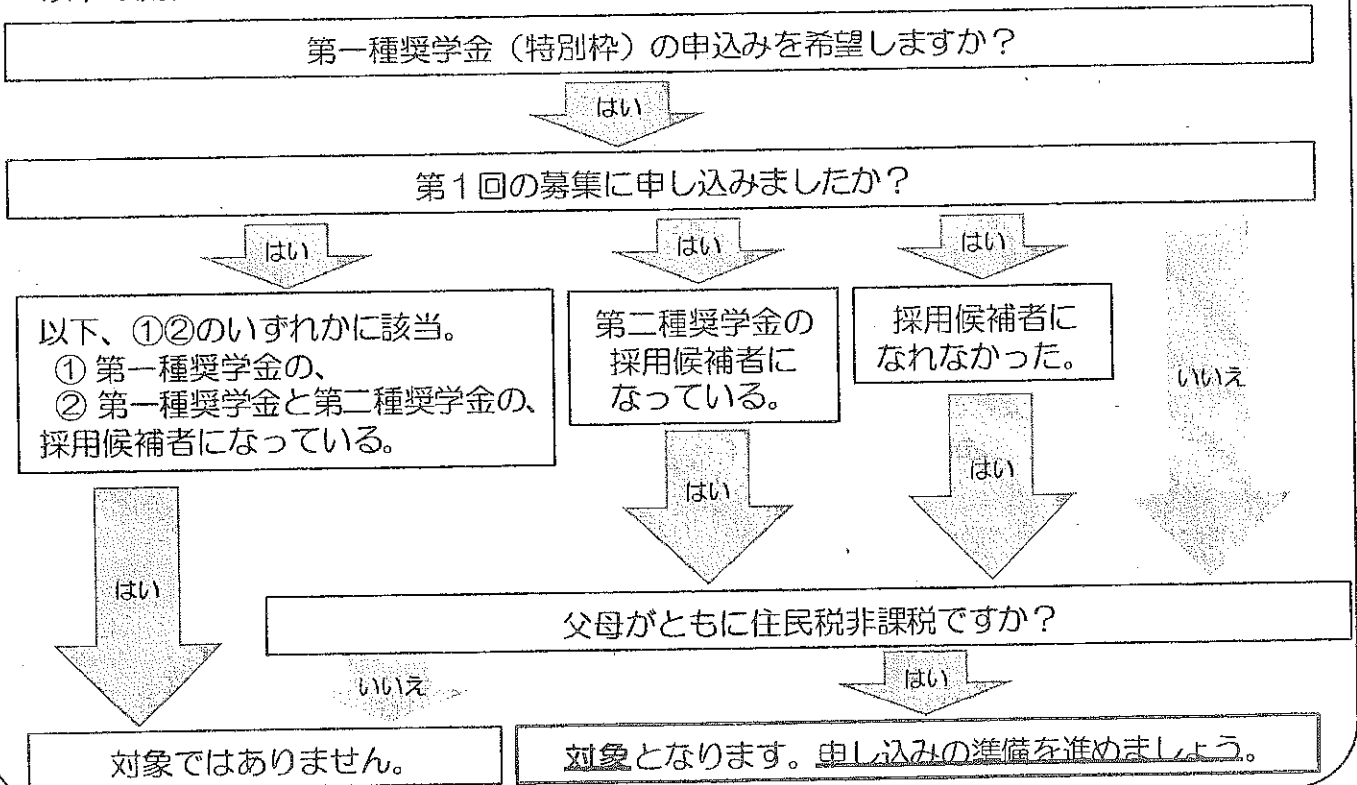
(注) 以下に該当する方は対象外です。

・ 第1回（春）の募集に申し込み、第一種奨学金の採用候補者となった方

・ 第1回（春）の募集に申し込み、併用貸与（第一種奨学金及び第二種奨学金）の採用候補者となった方

2 対象となるかを確認

以下の流れに沿って、対象となるかを確認しましょう。



3 申し込み期間

学校ごとに異なります。学校の奨学金担当に確認しましょう。

※ 第二種奨学金の採用候補者になっている場合は、スカラネット（インターネットによる）申し込み（以下、ネット申込）は不要。

4 必要な書類

1. 第二種奨学金の採用候補者になっている場合【ネット申込：不要】

□ 第一種奨学金（特別枠）申込・推薦書（コピー不可）【書類1】

※1 本人が未成年（20歳未満）の場合は、親権者（未成年後見人）全員が必ず署名・押印すること

□ 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の市区町村（都道府県）民税の所得割額が非課税（0円）であることを確認できる書類（コピー可）【書類2】
いずれかの書類を用意

- ・平成28年度住民税（非）課税証明書
- ・生活保護受給証明書
- ・高校奨学給付金の支給決定通知書

2. 第二種奨学金の採用候補者になっていない場合（新規申込者含む）【ネット申込：必要】

上記1. の書類に加えて、以下の書類を用意

□ 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書（コピー不可）【書類3】

※2 本人が未成年（20歳未満）の場合は、親権者（未成年後見人）全員が必ず署名・押印すること

□ 収入に関する証明書（コピー可）【書類4】

※3 なお、以下【注意事項】①、②、③、④、として申し込み、「第一種奨学金（特別枠）」に採用されると、家計支持者の年収によっては、卒業後の返還時に、本人の収入・所得が一定額以下の場合には、「返還期限の猶予（経済困難）」を何度でも利用できます。

【注意事項】

○ 今回の募集（第2回）では、

- ①「第一種奨学金（特別枠）」、
- ②「第一種奨学金（特別枠）」＋「入学時特別増額貸与奨学金」、
- ③「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」＋「第二種奨学金」の2つの貸与を受ける）」、
- ④「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」と「第二種奨学金」の2つの貸与を受ける）」
＋「入学時特別増額貸与奨学金」、
- ⑤「第二種奨学金」、
- ⑥「第二種奨学金」＋「入学時特別増額貸与奨学金」、

について、申し込むことができます。

入学金の貸与が必要な低所得世帯（市町村民税非課税程度）の方については、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」のほか、都道府県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金（教育支援資金の就学支度費）」を利用できる場合があります。

※ 入学金分として、入学前に無利子で最大50万円を貸し付ける制度です。

※ このほか、毎月の学費（奨学金が支給されるまでのつなぎや、奨学金等を利用しているがなおも学費が足りない場合など）にご活用いただける制度もあります。詳細はお住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

（参考）厚生労働省 「生活福祉資金貸付制度」

www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

市民税・県民税（所得・課税）証明書について

市民税・県民税（所得・課税）証明書(例)

税証第 12345 号

住 所 東京都新宿区1-2-3

氏 名 奨学 一郎

年 度	市所得割額	¥ XX,XXX	市均等割額	¥ X,XXX	年 税 額	(適要)
平成28年度	県所得割額	¥ XX,XXX	県均等割額	¥ X,XXX	¥ XX,XXX	

平成27年分 合計所得金額	¥2,099,000
所得金額の内訳	
給与所得	¥1,634,000
営業等所得	¥350,000
農業所得	¥-35,000
譲渡・一時所得	¥150,000
※ 以下 余 白 ※	
給与収入金額	¥2,596,000
年金収入金額	

所得控除の内訳											
社保控除額	¥ XX,XXX										
生保控除額	¥ X,XXX										
地保控除額	¥ X,XXX										
配偶者控除	¥ XX,XXX										
扶養控除	¥ XX,XXX										
基礎控除額	¥ XX,XXX										
			扶 養			扶 障		本 人			
	老人	特定	同居	老人	年少	その他	特別	その他	障害	寡婦	勤労
	--	1	--	--	1	--	--	--			

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成28年 6 月 〇 日

〇〇〇長

〇〇〇
長之印

1. 「第一種奨学金（特別枠）」に申し込む場合（併用貸与申し込み時の「第一種奨学金（特別枠）」も含む）

○ 上記、市民税・県民税（所得・課税）証明書（例）（以下、証明書）のように の欄があり市区町村民税（都道府県民税）が、「〇円」であることを確認できる証明書を提出してください。

2. 「第二種奨学金」に申し込む場合（併用貸与申し込み時の「第二種奨学金」も含む）

○ の欄があり「収入」や「所得」を確認できる証明書を提出してください。

3. 「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」＋「第二種奨学金」）」に申し込む場合

- ① の欄があり市区町村民税（都道府県民税）が、「〇円」であることを確認でき、かつ、
- ② の欄があり「収入」や「所得」を確認できる、証明書を提出してください。

平成 29 年度日本学生支援機構 (予約) 申請書申込依頼

フリガナ		卒業年	() 年 3 月卒業
名 前		卒業時の担任名	
連絡先	自宅	() () ()	
	携帯	() () ()	本人・保護者 ()
送付先	郵便番号 ()	住所	
備 考	ご質問等がありましたら、ご記入ください。		
